

< 県からのお知らせ >

H31. 4. 26 愛媛県消県民環境部防災局防防災安全課

**高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の一部改正について**

平成31年4月22日付で、高圧ガス保安法容器保安規則の運用及び解釈について一部追加がありそれに伴う関係通知がありましたので、お知らせいたします。

改正の概要については、次のとおりです。

なお、詳細については、経済産業省のホームページをご参照ください。

・改正関係規則

容器保安規則

・改正概要

（9）容器保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

（9）、（10）、（11）に関する運用及び解釈の追加



31 消第 176 号  
平成 31 年 4 月 26 日

愛媛県高圧ガス保安協会長 様

愛媛県民環境部防災局  
消防防災安全課長



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）  
の一部改正について

平成31年4月22日付け20190418保局第1号で経済産業省大臣官房技術総括・  
保安審議官から通知がありましたので、通知します。

所 属	愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係
職氏名	技師 横溝 秀明
連絡先	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 電話 089-912-2320（ダイヤルイン） FAX 089-941-0119 E-mail yokomizo-hideaki@pref.ehime.lg.jp